

新型インフルエンザ対策の充実について

平成 19 年 12 月 7 日
厚生科学審議会感染症分科会

新型インフルエンザについては、政府の行動計画（「新型インフルエンザ対策行動計画」鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成 17 年 12 月策定、平成 19 年 10 月再々改定）や、専門家によるガイドライン（「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ 4 以降）」新型インフルエンザ専門家会議 平成 19 年 3 月策定）等を踏まえ、対策の一層の充実を図るために、以下の対策を講じるべきである。

記

1. **新型インフルエンザ化が危惧されている鳥のインフルエンザ（インフルエンザ（H5N1））について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の二類感染症に定め、患者の入院措置等を引き続き可能とすること。**

（説明）

インフルエンザ（H5N1）については、平成 18 年 6 月に政令を定め、検疫法に基づく検疫感染症と定め検査を実施するとともに、感染症法に基づく指定感染症として指定し入院措置等を可能としているが、同指定は平成 20 年 6 月 11 日を限りに失効する。

インフルエンザ（H5N1）のヒトでの発生状況や致死率等を勘案すると、新型インフルエンザ発生前のまん延防止策として、平成 20 年 6 月 12 日以降も入院措置等を可能とすることが必要であり、感染症法上入院措置等が可能な二類感染症として規定することが必要である。

2. **インフルエンザ（H5N1）以外が新型インフルエンザとなる場合も含めて、新型インフルエンザの発生が確認された直後から、検疫時の患者の隔離や感染のおそれのある者の停留、国内発生時の患者の入院措置等の必要な措置が実施できるよう、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）及び感染症法上に、新型インフルエンザに関する規定を整備する。**

（説明）

新型インフルエンザは、人類に免疫がないために、罹患しやすく、また、症状が重篤となりやすいとされており、早期のまん延防止策の実施が重要であることから、発生後に法令を整備するのではなく、発生直後から対策が実施できるようあらかじめ法整備を行っておくこと

が必要である。

その際、鳥のインフルエンザはインフルエンザ（H5N1）に限られず、インフルエンザ（H5N1）以外が新型インフルエンザとなる可能性もあることから、いずれの場合にも対応できる規定とすることが必要である。

また、新型インフルエンザも一定程度流行すれば人類は免疫を獲得し、感染力や症状の重篤度は通常の冬季に流行するインフルエンザと同等のものとなると想定されることから、隔離・停留や入院措置等の人権制限が、感染力や症状の重篤度の変化に対応して随時必要な限度のものとしてできる仕組みとすることが必要である。

3. 検疫において、感染のおそれがある者を停留させる場合の停留先を医療機関以外の施設でも可能とする。

(説明)

現行の検疫法では、患者と同じ航空機に搭乗していた者など感染のおそれがある者について、そのおそれが高い場合には、一定の期間、停留を行うこととし、停留先を医療機関に限っているが、新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえると、停留が必要と判断される者が多数に上る場合も想定される。

停留を求められる者は、その時点において健康であること、限られた医療資源は有効活用を図ることが望ましいことから、新型インフルエンザに係る停留は、医療機関以外の施設においても可能とし、停留が必要と判断される者が多数に上った場合にも、停留先施設を確保できる仕組みとすることが必要である。

なお、実施にあたっては、当該施設においてどのような流れで停留を実施するか等について十分な検討を行い、必要に応じ当該施設の職員に対する研修や当該施設を使用した訓練を実施する等実効性を高める工夫を行うことが必要である。また、当該施設に対する補償を行うことも必要である。

停留先の施設とは事前の合意を得ておくことが原則であり、国は施設側の合意が得られるように尽力する必要があるが、緊急的な対応として、合意を待たずに施設を使用できる仕組みを設けるべきかどうか、憲法29条（財産権）との関係など法制的な問題も含めて検討を行う必要がある。

4. 国内発生時に、都道府県知事が、感染のおそれがある者に対し、健康状態の報告や外出自粛を要請する規定を整備する。

(説明)

新型インフルエンザは強い感染力を持つと想定されており、発生し

た場合の被害を最小限に留めるためには、通常の感染症対策に加えて、患者発生により迅速な把握や、感染のおそれの段階からの対応など、まん延防止策の充実が必要である。

現行の感染症法では、感染のおそれがある者に対して健康診断を実施することができるが、新型インフルエンザは潜伏期間中には健康診断を行っても病原体の検出が不可能と考えられている。

そのため、国内発生初期の段階など特にまん延防止を徹底することが必要な場合に、厚生労働省がその時点で把握している新型インフルエンザの性質や流行状況等を勘案して定める基準に基づき、都道府県知事が、

- ① 潜伏期間中にあると考えられる感染のおそれがある者に対して、健康状態の報告を要請し、発症した場合に迅速に把握できるようにすること、
 - ② そのうち感染のおそれが高いなど、まん延防止の必要性が高い者については、外出自粛を要請し、感染が広がるおそれを極力排除できるようにすること
- が必要である。

その際に、健康状態の報告要請及び外出自粛要請については、人権制限を必要最小限とし、かつ、実行可能性のある内容とするという観点から、以下の点を踏まえ、罰則等による義務づけは行わないこととする。

- 感染のおそれがある者は、あくまで「おそれ」がある者であり、感染しているかどうかは不確かであり、また、感染していた場合であっても、暴露したウイルスの量や健康状態によっては、発症せず他者に感染させないこともあり得、必ず感染力を持つわけではないこと
- 以下の取組により、罰則等による義務付けがなくとも、必要なまん延防止効果が得られると考えられること。
 - ・ 都道府県において、健康状態を随時調査することとすれば、異状を認めた時点で健康診断を実施することが可能であること
 - ・ 感染のおそれがある者のうち、患者と濃厚に接触し、感染のおそれが高いと考えられる者については、政府の行動計画に基づき、予防投薬を行うことが予定されているが、予防投薬に伴い都道府県の担当職員が定期的に対象者宅を訪問等し、服薬状況や健康状態を確認すること、その際にまん延防止のための外出自粛の必要性を説明することにより、効果的に外出自粛を促すことが可能と考えられること
- 罰則等による義務づけを行う場合は、その履行を担保するために、個人宅を常に監視する体制が必要であるが、そのような体制を組むことは実務上対応が困難であること

なお、運用に当たっては、要請する理由や内容を書面により通知す

る、外出自粛要請の際には食糧の確保に配慮する等実効性を高める工夫を行うことが必要である。

また、極めて初期の段階に、人口密度が低く交通量の少ない地域や離島等において新型インフルエンザが発生した場合等には、まん延防止のために、いわゆる「地域封じ込め」として、一定地域全体を対象に、まん延防止策を実施することが必要となる可能性があるが、その場合には、人権や実行可能性を考慮し、以下の対応を行うこととする。

- ① 当該地域の感染のおそれがある者全員に対し、
 - ・ 健康状態の報告及び外出自粛を要請するとともに、
 - ・ 予防投薬を実施し、かつ、
 - ・ 担当職員が定期的に居宅を訪問等し、服薬状況や健康状態を把握。
- ② すべての国民に対し、当該地域では新型インフルエンザが発生し、感染のおそれが生じていることを周知した上で、
 - ・ 当該地域全体について、会議の自粛、学校の休校、集会・興行等の自粛、職場での感染防止の徹底を要請し、かつ、
 - ・ 当該地域から外への移動や、地域内への移動の自粛を要請。

5. 都道府県知事と検疫所長の連携を強化し、発生国からの入国者が健康状態に異状を来した場合の迅速な対応を可能とする。

(説明)

現行の検疫法及び感染症法においては、発生国からの入国者のうち、感染のおそれがあるが、停留させるほどには感染のおそれが高くない者について、検疫所長が健康状態の報告を義務付け、健康状態に異状を来した場合にはその旨を都道府県知事に通知することとしている。

新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえ、健康状態に異状を来した場合により迅速な対応が可能となるよう、

- ① 検疫所長は健康状態の報告を義務付けた時点で都道府県知事に通知を行い、
- ② 通知を受けた都道府県知事は、厚生労働省がその時点で把握している新型インフルエンザの性質や流行状況等を勘案して定める基準に基づき、
 - (1) 必要に応じて当該者に対し健康状態の報告や外出自粛の要請を行うことができ、
 - (2) また、都道府県知事が当該者の健康状態の悪化を確認した場合等にその把握した状況を厚生労働大臣に通知する仕組みが必要である。

なお、実施に当たっては、個人情報適切な管理に努めることが必要である。

6. 航空会社等に対し、検疫の円滑な実施のために必要な協力を要請する規定を整備する。

(説明)

新型インフルエンザの発生時には相当の混乱が生じると想定されることから、無用な混乱を防止し、円滑な検疫を実施するために、航空会社等に対し、機内又は船内において、乗客に対し、検疫で必要となる書類を配布し、記入方法を示す、検疫手順の事前説明を行う等の必要な協力を要請する規定を整備することが必要である。

7. その他、

○日本が発生国となった際に、出国検疫（感染症の患者が出国しないようにする取組）の実施を国際社会から求められることが想定されるが、どのような対応を行うべきか、

○プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザ化する前のウイルスを使用して製造するワクチン。国において現在備蓄を進めている。）やパンデミックワクチン（新型インフルエンザ発生後に新型インフルエンザウイルスを使用して製造するワクチン）の接種を具体的にどのように進めていくのか、

○また、プレパンデミックワクチンは、あくまで新型インフルエンザ化する前のウイルスを使用するものであり効果が確実でないこと、加えて、新しいワクチンであり、副反応事例が積み重ねられておらず、思わぬ副反応が生じる可能性が否定できないことから、

・全国民に対しては、より効果の確実なパンデミックワクチンの接種を呼びかけることとし、

・パンデミックワクチンが製造されるまでの間は、患者の治療や社会機能の維持のために労働せざるを得ない医療従事者や社会機能維持者に対しプレパンデミックワクチンの接種を呼びかけ、最低限の社会機能を維持しつつ、社会活動の自粛を要請する等により、感染拡大を防ぐこととしているが、

この点について、国民の理解が得られるよう十分な周知をどのように進めていくか、また、この点も含め、国民に対する情報提供の充実をどう図っていくか、

○新型インフルエンザ発生時には、第一に、水際対策の充実が重要となるが、医師、看護師等の確保を含め、検疫業務の実施体制をどうするか、また、発生地域から来航又は発航する国際航空機・旅客船の運航自粛を具体的にどう行うか、

○各地域における医療提供体制をどのように確保するか、等新型インフルエンザ対策について種々の状況を想定してより詳細で具体的な検討を進めることが必要である。

また、分科会では、新型インフルエンザ対策に関してではないが、感染のおそれがある者に対する健康状態の報告要請や外出自粛の要請、都道府県知事と検疫所長との連携強化については、今後、新型インフルエンザ以外にも、感染力が極めて強い、罹患した際の症状が極めて重篤であるなど、まん延防止を徹底しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす事態が生じることも考え得ることから、必要が生じた場合に他の感染症についても活かせるような規定とできないか検討すべきとの意見があった。

以上